

平成 29 年度宮崎県ふぐ処理師試験実施要領

1 試験日時

平成 30 年 2 月 5 日（月）及び 2 月 6 日（火） 午前 10 時から

受付開始時間：午前 9 時

試験説明開始時間：午前 9 時 45 分

受付設置場所：試験会場 1 階 研修室 B 前廊下

2 試験会場

宮崎市保健所（宮崎市宮崎駅東 1 丁目 6 番地 2）

3 試験科目及び時間割

（1）学科試験

ア 内容：衛生法規、公衆衛生学及び食品衛生学（ふぐに関する知識を含む。）

イ 日時：平成 30 年 2 月 5 日（月）午前 10 時から午前 11 時まで

ウ 場所：試験会場 1 階 研修室 B

（2）実技試験 I

ア 内容：ふぐの種類鑑別

イ 日時：平成 30 年 2 月 5 日（月）午前 11 時 15 分から正午まで

ウ 場所：試験会場 2 階 調理実習室

（3）実技試験 II

ア 内容：ふぐの処理に関する実技（解体除毒処理、臓器鑑別及び食用適否判断）

イ 日時：平成 30 年 2 月 5 日（月）午後 12 時 30 分から午後 5 時まで及び

平成 30 年 2 月 6 日（火）午前 10 時から午後 5 時までのうちの約 1 時間

※ただし、受験者数次第では、終了時間を延長して 5 日のみの開催となる場合もあるので、実技の日時については、後日送付する受験票で個別に通知する。

ウ 場所：試験会場 2 階 調理実習室

4 携行品

（1）受験票

（2）筆記用具

（3）実技試験用ふぐ（新鮮なトラフグで大きさが 800 グラム以上のもの）

（4）実技試験作業着：白衣など衛生的なもの、帽子、マスク、前掛け、履き物

（5）実技試験用器具類：包丁、手ぬぐい等

※まな板は使い慣れたものを持参し、使用してもよい。

※実技においては、原則として軍手や手袋の使用を禁止する。

※実技試験時において、帽子、マスク、前掛けを着用していない場合は、減点対象となりますのでご注意ください。

5 受験資格

ふぐ取扱条例（以下「条例」という。）第 11 条に規定する次の各号のいずれかに該当する者

(1) 調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）の規定により調理師の免許を受けている者又は栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）の規定により栄養士の免許を受けている者

(2) 中学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した者（学校教育法第 57 条に該当する者）で、次に掲げる営業及び施設において調理加工の業務に 2 年以上従事したことがある者であって、現にその業務に従事し、知事が定める講習基準による所定の課程を修めた者

①営業

食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 35 条第 1 号（飲食店営業）、第 14 号（魚介類販売業）、第 15 号（魚介類せり売営業）、第 16 号（魚肉ねり製品製造業）及び第 32 号（そうざい製造業）に掲げる営業を行う施設

②施設

寄宿舎、学校、病院等特定多数人に食品を調理加工して供与する施設又は食品等取扱条例第 3 条第 2 項第 1 号の製造業の施設のうち、鮮魚介類（生きているものを除く。）及びその製品を取扱う施設

6 受験手続

(1) 受験願書受付期間

平成 29 年 12 月 4 日（月）から 12 月 15 日（金）まで（土日を除く。）

(2) 受験願書受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで

(3) 受験手数料

7,000 円

※宮崎県収入証紙により納付すること（購入した証紙の還付には応じない。）

(4) 願書の提出先

営業所又は就業先の所在地（業務に従事していない者は、住所地）を管轄する保健所（宮崎市の場合は宮崎市保健所。以下同じ。）

7 提出書類

I 「5 受験資格」の（1）に該当するもの

ア ふぐ処理師試験受験願書 2 部

記入の際は記入例を参考にすること

最寄りの保健所又は県庁ホームページ上にある様式を使用すること

イ 調理師免許証又は栄養士免許証

原本を持参すること（保健所でコピーをとった後、返却します。）

ウ 写真 1 枚

3 か月以内に撮影した正面、上半身、無帽の縦 3.5 cm、横 2.6 cm のもの裏面に氏名を記入すること

II 「5 受験資格」の(2)に該当するもの

ア ふぐ処理師試験受験願書 2部
 記入の際は記入例を参考にすること
 最寄りの保健所又は県庁ホームページ上にある様式を使用すること

イ 調理業務従事証明書 1部
 記入の際は記入例を参考にすること
 最寄りの保健所又は県庁ホームページ上にある様式を使用すること

ウ 学歴証明書(卒業証書、卒業証明書又は修了証明書) 1部
 卒業証書は原本を持参すること(保健所でコピーをとった後、返却します。)
 婚姻などにより、現在の氏名と証明書に記載されている氏名が異なる場合は、戸籍抄本を添付すること
 中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(高等及び専門課程)以外の学歴証明書は認めない
 ※専修学校の場合は、課程名として「高等課程」又は「専門課程」と記載されているものに限ります。

エ 宮崎県ふぐ処理師試験受験資格認定講習会の受講証明書 1部

オ 写真 1枚
 3か月以内に撮影した正面、上半身、無帽の縦 3.5 cm、横 2.6 cmのもの
 裏面に氏名を記入すること

カ 62 円切手 1枚

キ 戸籍抄本 1部
 婚姻などにより、現在の氏名と学歴証明書に記載されている氏名が異なる場合のみ添付すること

※ 提出書類に関する留意事項

過去5年間の宮崎県ふぐ処理師試験の受験票を提出する場合、受験資格(1)に該当するものは調理師又は栄養士の免許証を、受験資格(2)に該当するものは学歴証明書及び受験資格認定講習会の受講証明書について省略できる

ただし、受験票と現在氏名が異なる場合は 戸籍抄本を添付すること

8 受験票の送付

受験票は、宮崎県福祉保健部衛生管理課から直接受験者に送付します。
 送付日については郵便事情等で多少遅れることがあります。

なお、試験日から一週間前になっても受験票が届かない場合は、宮崎県福祉保健部衛生管理課<TEL (0985) 26-7076 >までお問い合わせください。

9 合格発表

平成30年2月20日(火)午前10時に県庁ホームページ上又は受験願書を提出した保健所で合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には受験申請をした保健所で合格証を交付します。

なお、ホームページへの掲載は、システムの都合で若干遅れる場合があります。
また、電話での照会は一切受け付けません。

10 試験結果の簡易開示について

ふぐ処理師試験の科目別得点及び総合得点は、宮崎県個人情報保護条例の規定に基づき、受験者本人に限り、口頭で簡易開示を請求することができます。

期間は土日、祝祭日を除く平成30年2月20日(火)から3月19日(月)までの1ヶ月間です。

宮崎県福祉保健部衛生管理課(県庁3号館4階)で、本人であることを証明できる書類(受験票、運転免許証、健康保険証、学生証又は身分証明書、旅券等)を持参の上、請求してください。

なお、電話、はがき等による簡易開示や本人以外からの請求には応じることができません。

11 その他

ふぐ処理師試験について不明な点があるときは、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課にお問い合わせください。

保健所名	住所	電話番号	FAX 番号
中央保健所	宮崎市霧島1-1-2	0985-28-2111	0985-23-9613
日南保健所	日南市吾田西1-5-10	0987-23-3141	0987-23-3014
都城保健所	都城市上川東3-14-3	0986-23-4504	0986-23-0551
小林保健所	小林市堤3020-13	0984-23-3118	0984-23-3119
高鍋保健所	児湯郡高鍋町大字蚊口浦5120-1	0983-22-1330	0983-23-5139
日向保健所	日向市北町2-16	0982-52-5101	0982-52-5104
延岡保健所	延岡市大貫町1-2840	0982-33-5373	0982-33-5375
高千穂保健所	西臼杵郡高千穂町大字三田井1086-1	0982-72-2168	0982-72-4786
宮崎市保健所	宮崎市宮崎駅東1-6-2	0985-29-5283	0985-61-1210
衛生管理課	宮崎市橘通東2丁目10番1号	0985-26-7076	0985-26-7347